

12月3～9日は「障がい者週間」

みんなの「気付き」や「思いやり」が

共生社会

を育てる

すべての人が障がいの有無にかかわらず、  
お互いに人格と個性を尊重し合えるまちへ。  
誰もが生き生きと暮らせる社会をつくるた  
めにできることは何か、考えてみませんか。

問障がい福祉課 ☎ (632) 2673

誰もが生き生きと暮らせる  
社会をつくるために

社会には、さまざまな人がいて、  
それぞれがいろいろな不便さや  
困ったことを抱えて暮らしていま  
す。しかし、自分以外の不便さには  
気付きにくいものです。お互い  
がどんなことで困っているのか伝  
え合い、周りの不便さに気付くこ  
と、そして、困ったときにはお互  
いに助け合うことが必要です。  
誰もが能力や適性を生かし、生  
き生きと暮らせる社会を作るため  
にできることは何か、この機会に  
考えてみましょう。

障がいのある人もない人も  
共に暮らせる「共生社会」へ

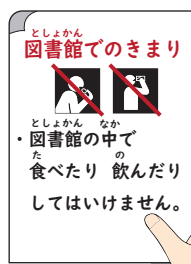
平成28年4月1日に施行された  
「障害者差別解消法」は、国・県・  
市などの行政機関や、会社や店舗  
などの民間事業者が、「障がい  
理由とする差別」を無くすための  
取り組みを定めるものです。

取り組みを実施することで、障  
がいのある人もない人も分け隔て  
なく、お互いに人格と個性を尊重  
し合いながら共生する社会を実現  
することを目的としています。

法律の中では、「行政機関や民

間事業者に対し、障がいのある人  
への「不当な差別的取り扱いの禁  
止」や「合理的配慮の提供」を定  
めています。障がいがあることを  
理由にサービスの提供を拒否した  
り、制限したり、条件を付けた  
りするような行為が差別的取扱い  
に当たり、例としては、車いすの  
利用を理由にお店の入店を拒否す  
ることなどが挙げられます。

また、合理的配慮の例として  
は、車いすを利用する人を段差が  
ある場合にスロープなどを使って  
補助する、知的障がいのある人が  
理解しやすいように、資料の漢字  
に振り仮名を付けることやイラスト  
を入れる  
工夫をする  
ことなどが  
挙げられま  
す。



▲漢字に振り仮名やイラストを入れる例

なお、障害者差別解消法が改正  
され、事業者による障がいのある人  
への「合理的配慮の提供」が令和6  
年4月1日から義務化されます。  
詳しくは、3ページをご覧ください。

今後も、行政機関や事業者に対  
し、このような取り組みが求めら  
れるとともに、私たち一人ひとり  
も、それぞれの立場で自発的に取  
り組むことが必要です。



# 知って、理解を深めよう



皆さんの中には、障がいのある人が困っていても、声を掛けるのをためらってしまった経験がある人もいます。

また、障がいがある人の中にも、自分の困っていることを的確に周囲へ伝えることが難しい人もいます。この機会に、「ヘルプカード」「ヘルプマーク」など、お互いが分かり合えるためのさまざまな方法を知って、理解を深めましょう。

配慮が必要というサインです

## ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

このマークを見掛けたら、電車・バスの中で席を譲る、困っている様子の人に「どうしましたか」などと声を掛ける、災害時には、安全に避難するために支援をするなど思いやりのある行動をお願いします。



「周囲に理解してほしいこと」をスムーズに伝えるシールです

## ヘルプシール

障がいのある人が、周囲に理解してほしいことや配慮をお願いしたいことをスムーズに伝えるため、お持ちのヘルプマークや携帯電話、手帳などに貼って使用するシールです。

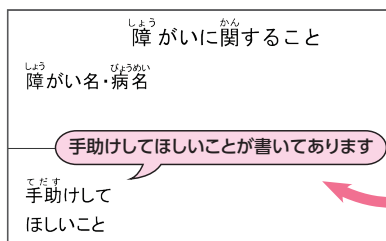


ヘルプシールは、12月8日(金)から配布します。

支援してほしいことが書いてあります

## ヘルプカード

障がいのある人などが、障がいの特性や支援を受ける際に必要な情報を記入し、いざというときに、必要な支援や配慮を周囲の人にお願ひしやすくするためのカードです。このカードの提示があったら、記載内容を確認して、相手が求める支援などを行ってください。



### ヘルプマーク・ヘルプカード・ヘルプシールの配布場所

- ▼障がい福祉課（市役所1階）。
- ▼保健と福祉の相談（市役所1階）。
- ▼保健予防課（竹林町・保健所内）。
- ▼各地区市民センター・出張所など。

令和6年4月1日から、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます

### トピック

## 障害者差別解消法が改正されました

令和3年5月に、障害者差別解消法が改正されました。これにより、行政機関のみ義務だった「合理的配慮の提供」が、令和6年4月1日から事業者にも義務化されることとなります。

「合理的配慮の提供」とは、障がいのある人から「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、

事業者や行政機関などが、負担が重すぎない範囲で、必要かつ合理的な対応を行うことです。

「合理的配慮の提供」に当たっては、障がいのある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら、共に対処案を検討することが重要です。

詳しくは、内閣府 [URL](https://www.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html) をご覧ください。障がい福祉課 ☎(632) 2673へお問い合わせください。

### 障がいのある人へこのような配慮をしましょう

- ▼車いすの利用者をスロープなどで補助する。
- ▼精神障がいなどによりコミュニケーションが苦手な人、緊張しやすい人などに対し、話の途中で様子を確認したり、共感したりしながら話す。

- ▼聴覚障がいのある人に対し、筆談や手話で対応する。
- ▼知的障がいのある人に対し、ゆっくりと分かりやすい言葉で話しかける、漢字に振り仮名を付ける。



# わく・わくショップU

皆さんに愛され続けて 来年15周年を迎えます！



わく・わくショップUは、皆さんにご愛顧いただき、令和6年5月に15周年を迎えます。今回特別に事業所にお邪魔して、店頭で並ぶ製品を作っている人に、お話を伺いました。

## わく・わくショップUとは？

市役所1階にある障がい者施設等製品販売所です。障がい者施設で作られた、パンやクッキー、野菜、手作り雑貨など、さまざまな製品が販売されています。

▼営業時間 午前10時～午後3時。

▼会場 市役所1階南玄関付近。

▼休業日 土・日曜日、祝休日。

障がい福祉課 ☎(632) 2229、市

障害者福祉会 ☎(637) 7771

URL1 <https://www.wakwakshopu.org/>

わく・わくショップU URL1 ▶

販売予定表や製品の紹介はこちらから



## わく・わくショップU特別販売会

▼日時 12月8日(金)午前10時～午後3時。

▼会場 市役所1階市民ホール。

▼内容 お弁当やパン、クッキー、野菜などの販売。

☎わく・わくショップU ☎(632) 7397



製作の裏側！特別に事業所にお邪魔しました！

## とちぎライトセンター(竹下町)

視覚障がい者が中心となって、牛乳パック椅子の製作、クッキーの製造・販売、マッサージ施術、点字名刺印刷や点訳などを行っています。

とちぎライトセンターで作業をしている櫻井さんの声

事業所では普段、「牛乳パック椅子の土台作り」や宅配のお弁当の保温材である「ミラーマット」の洗浄、「点字の名刺作成」などを行っています。

牛乳パックの土台作りでは、ホチキスを使うので、けがやミスをしないように注意して、隣同士の牛乳パックがでこぼこにならないように、高さや横幅を合わせることに気を付けながら作っています。「もっとたくさんの人に使ってもらえるように、良い製品を作ろう」という気持ちで毎日作業しています。

販売している人から、「牛乳パック椅子やクッキーが売れたよ」と聞いた時は、自分たちが作った製品がいろんな人に届いてうれしくなります。

事業所でいろんな作業を経験して、以前よりも、正確・丁寧に取り組むようになりました。また、いろんな人と関わるようになって、相手の気持ちをくみ取って考えて行動できるようになったと思います。



さくらい あさと  
櫻井 亜叶 さん

これからも、すてきな製品をたくさんの人に届けられるように頑張ります！



皆さん事業所で作業を行うことで、仕事の段取りが付くようになりました。また、1つの作品を完成させることで、責任感や根気強さ、やり遂げる力が身に付いたと感じています。

販売を行う人は、知識を覚えて訓練をしてから、店頭で立っています。販売の経験を通して、人前で話せるようになったり、言葉遣いに気を付けたりするなど、利用者の皆さんのうれしい変化をたくさん感じています。

これからも、利用者の皆さんがさまざまな経験を重ねられるよう支えていきたいです！



職員の皆さん

# イベントに参加して、理解を深めよう

12月3～9日の「障がい者週間」に、皆さんに広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めてもらうために、次のイベントを開催します。ぜひご参加ください。

## わく・わくアートコンクールinうつのみや2023 入賞作品巡回展示

▼展示時間 午前10時～午後4時。

▼期間・場所 下の表の通り。

期間	場所
12月1日(金)	JR宇都宮駅(川向町) 2階西口エスカレーター付近
12月2日(土)・3日(日)	宇都宮PASEO(川向町)1階お休み処
12月5～7日	済生会宇都宮病院(竹林町)1階南口カフェ前
12月15～17日	南図書館(雀宮町)1階ギャラリー

▼内容 障がいのある人のアートコンクールで入賞した絵画や造形物など計30作品を展示。

問障がい福祉課☎(632)2228

### 最高賞の宇都宮市長賞を受賞

コロナ禍で外出できない中、何かを始めたいと思い、3年前にちぎり絵を始めました。

この作品は、事業所での作業をしながら、合間を見て作製していたので、気持ちの面で余裕がなくなってしまう時がありました。けれど、事業所のみんなが「頑張っ！」と声を掛けてくれたので、納得する作品を完成することができました。



▲ちぎり絵  
「色んな虫たち」



みどり  
おおはし まさゆき  
大橋 誠之 さん

### 啓発チラシと障がい者施設の製品を配布します

▼内容 「わく・わくアートコンクールinうつのみや2023 入賞作品巡回展示」の会場で、市内の障がい者施設などで製作した製品を啓発物品として配布。

問障がい福祉課☎(632)2353

### 障がい者アートのウェブ作品展を開催します

▼日時 12月3日～令和6年3月31日。

▼内容 10月7日(土)に文化会館展示室で実施した「第21回ふれあい文化祭」の作品展をウェブで再現しました。スマートフォンなどから、わく・わくバーチャル美術館U(HP) URL2にアクセスして、ご覧ください。

問障がい福祉課☎(632)2228

URL2 <http://ufcf.jp>



▲わく・わくバーチャル美術館U(HP)

### 図書館で手話付きおはなし会を開催します

▼日時 12月3日(日)午後2時30分～3時。

▼会場 南図書館。

▼対象 幼児～小学生。

▼定員 先着15組。

▼申込開始 当日、直接、会場へ。

問南図書館☎(653)7609

## みどり(大和2丁目)

障がいや難病があり、企業などで働くことが困難な人が、箱折り、仕出し弁当の製造・販売、自主製品の製作・販売などを行っています。



### みどりで作業をしている渡辺さんの声

事業所では、お菓子を入れる箱折りや、お弁当の販売、製品の案内カードの色塗りなどを行っています。

販売の時は、丁寧に袋に入れるようにしたり、両手がふさがっているお客さんがいる時などは率先して手助けしたりするようにしています。また、常連のお客さんもいるので、その人の好きなものが並んでいる時には「今日は〇〇ありますよ」と声を掛けるようにしています。

お客さんから「ありがとう」「丁寧ね」と言葉を掛けてもらうことも多く、とてもうれしくなります。

落ち込む出来事が続いた時期もありましたが、みどりに来ると、職員も利用者もみんな温かく励ましてくれて、みんなに会って気持ちが前向きになれました。

私にとってみどりは、自分の力を発揮できる場所でもあり、安心できるアットホームな場所です。これか



わたなべ たけし  
渡辺 雄史 さん

らもお客さんに喜んでもらえるように、どんなことも丁寧に取り組んでいきたいと思えます。



始めは不安な気持ちを持つ人も多かったけれど、みどりに来て、皆さん前向きに意欲的に取り組んでくださっています。通い始めて、表情も明るくなったように感じます。

普段、皆さんそれぞれ別の作業を集中して行っていますが、同じ空間で行うことで、「一緒に頑張ろう！」と切磋琢磨し、団体意識が強くなっているのだと思います。

これからも、利用者の皆さんが安心できる場所を提供し続けていきたいです。



職員の皆さん